

# 身体拘束適正化のための指針

「社会福祉法人立葵会」

## 1. 基本的な考え方

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」には、障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束することを虐待と位置づけ、何人も障害者を虐待してはならないことを謳っています。身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。また、「身体拘束等の廃止」が最終目的ではなく、「人としての尊厳」「自立支援」といった観点でとらえ、個別に対応した支援を重視したサービス提供の質の向上を目指し、その結果として身体拘束等の廃止に繋げるものとします。

## 2. 身体拘束等の廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束等の原則禁止

法人事業においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

- ・職員が少なく把握ができない等の理由により、安易に身体拘束を行わない。
  - ・障害などにより理解ができない等の理由により、一方的に安易に身体拘束を行わない。
- ・事故やケガ等が発生するという、「安全」の名のもと、客観性がない中で、安易に身体拘束を行わない。

### (2) 身体拘束の対象となる具体的な行為（厚生労働省作成の「障害者福祉施設等における虐待の防止と対応の手引き」）

- ・車椅子やベッド等に縛り付ける。
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ・行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神科薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

### (3) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

①切迫性：切迫性の判断を行う場合には、身体拘束を行う事により本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行う事が必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要があります。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外の代替する方法が無いことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じてできるだけ短い時間に限られたものとします。

#### (4) 身体拘束適正化委員会の実施

##### ①委員会の設置及びその目的

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ることを目的とします。

##### ②委員会の開催及び実施

委員会は以下の項目について年1回以上開催し協議します。

- ・身体拘束等についての報告を整備するための様式整備
- ・身体拘束の発生ごとにその状況、拝啓などを記録。
- ・委員会において報告された事例を集計し、分析する。
- ・事例の分析にあたっては、発生原因や結果等を取りまとめ、当該事例適正性と適正化策を検討する。
- ・報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する。
- ・適正化策を講じた後に、その効果について検証する。
- ・委員会の構成は「施設長・管理者・児童発達支援管理責任者」とする。

(附則)

この指針は、令和7年4月1日より施行する。